

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、長瀬町及び皆野町の一部

四 作業期間

令和二年十月三十日から令和三年二月十九日まで